

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約) の概要について

○ POPs条約とは

POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

= ①毒性があり、②分解しにくく、

③生物中に蓄積され、④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、**国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等**を行う。

2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。

・締約国会議(COP)は2年に1回、これまで9回開催。

・専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)で審議される。

○ POPs条約に基づき各国が講ずべき対策

1. 附属書Aに掲載されている物質について、製造・使用を禁止(適用除外の規定あり)

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質等 ※令和元年5月COP9において追加が決定

2. 附属書Bに掲載されている物質について、製造・使用を制限(認められる目的及び適用除外の規定あり)

PFOSとその塩・PFOSF等

3. 附属書Cに掲載されている物質について、非意図的生成から生ずる放出を削減

ダイオキシン、PCB等

国内の担保措置

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法、化審法)

(目的)人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、①新規の化学物質の製造・輸入に際し、その性状を事前審査する制度を設けるとともに、②化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。

第一種特定化学物質・・・難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質(PCB、DDT、PFOS等33物質) ⇒製造・輸入の事実上の禁止、特定の用途以外の使用禁止

PFOAとその塩及びPFOA関連物質も令和2年中に第一種特定化学物質に指定される見込み

PFOS・PFOA等のフッ素化合物に対する環境規制について

- 泡消火薬剤の消火性能を高めるため、フッ素化合物が添加される場合がある。
- その一種である、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)又はペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)は、環境中での残留性、生物蓄積性等を有するものとして、次のとおり環境規制を受けている。

PFOS

<平成21年～平成22年>

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)において、PFOS又はその塩を規制の対象物質に指定。

これを受け、国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」において第一種特定化学物質として指定され、製造・輸入が事実上禁止。また、点検や訓練時の回収等の取扱いも規制。

→消防法令においては、泡消火設備の点検基準の改正を実施。

PFOA

<令和元年～>

令和元年5月のCOP9(POPs条約の締約国会合)において、泡消火薬剤の一部の製品に使用されているPFOAとその塩及びPFOA関連物質を規制の対象物質に指定。

これを受け、国内における法規制等が行われる見込み。



今後、当該規制等を受け、消防庁では、

①特殊消火設備の技術基準等の見直し、②泡消火設備の点検基準の見直しを行う予定。